

# 福島・大猿田遺跡

おおさんだ

- 1 所在地 福島県いわき市四倉町中島字大猿田
- 2 調査期間 一九九五年(平7) 四月～九月
- 3 発掘機関 調査主体 福島県教育委員会  
調査機関 (財)福島県文化センター
- 4 調査担当者 (財)福島県文化センター(遺跡調査課)
- 5 遺跡の種類 集落跡(須恵器窯跡・自然流路跡を含む)
- 6 遺跡の年代 六世紀後半～九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(平)

大猿田遺跡は、JR常磐線四倉駅の北西約4kmの地点に位置している。遺跡は、仁井田川の支流で南流する中島川が開析した谷の開口部から八〇〇m奥にあり、標高二七～四六m間の谷部低地から丘陵部斜面にかけ、東西約一五〇m・南北約二五〇mの範囲に広がっている。この付近は旧磐城郡の北半に

あたり、約9km南方に磐城郡衙に比定されている根岸遺跡がある。調査は、常磐自動車道いわき中央～いわき四倉間の建設に先立ち、一九九三年度に試掘調査、一九九五年度から発掘調査を実施している。

一九九六年七月現在、竪穴住居二軒、掘立柱建物八棟、須恵器窯二基、木炭窯三基、粘土探掘坑一六基、自然流路を含む溝二〇条などが検出されている。これらは、大略六世紀後半～九世紀に営まれているが、古墳時代に属するのは竪穴住居四軒程度で、多くは奈良・平安時代の遺構と認定される。特に竪穴住居二軒と掘立柱建物七棟が検出された中島川西側の調査区西端では、一部若干の重複があるものの、北側に竪穴住居群が、南側に掘立柱建物群が集中して分布する傾向にある。

遺物は、整理用コンテナに約一一〇箱出土している。大半は土師器・須恵器であるが、その他灰釉陶器・彩釉陶器(二彩?)・木製品(曲物・底板・杭・板など)・円面硯・転用硯・羽口・椀型滓を含む鉄滓・帯金具(丸柄)なども出土している。また土師器・須恵器類には「玉造」「代」「田条」などと墨書されているものも見受けられる。後述する木簡をも含めてこれら遺物の様相は、官衙に密接に関連する遺跡の性格を推測させる。

木簡は、一九九五年度に実施した第一次調査において、中島川西側で検出された流路跡の検出面から一点出土した。流路の年代は調

査中であり断定はできないが、現在のところ奈良・平安時代には流れていたものと推定される。

# 8 木簡の釈文・内容

## (1) ・「判祀十六

少丁」

(102)×(12)×3 081

現状では半截されており、下端が欠損している。

「判祀」は、いわき市平山崎字小茶田所在の小茶田遺跡から一九九二年に出土した木簡との関連がうかがえる。この木簡には、

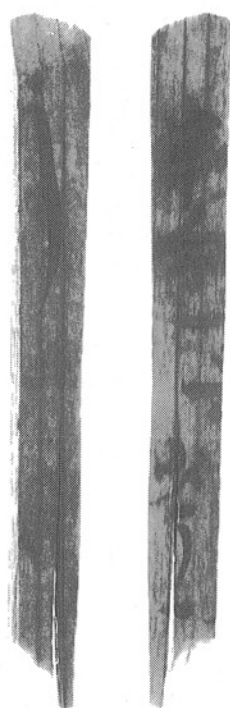
・「判□郷戸主生部子継正税

(削消)

・「【大同元年九月】 大同元年十月三日」

227×16×2 061

と記されている。本誌一五号掲載時には「判□郷」としたが、今回



二点を比較検討した結果、□部分はともに「祀」と解読することができた。本木簡の「判祀」は、郷の表記はないものの、判祀郷の略と判断できよう。その郷名の訓みは、例えば大東急記念文庫本『和名類聚抄』に淡路国三原郡の幡多郷の場合「波多」(ハタ)、遠江国長下郡幡多郷の場合「判多」(ハタ)としていることを参照すれば、「判祀」は「ハシ」となる。【判祀】(ハシ)郷は『和名類聚抄』の磐城郡の郷名としてはみえない。

本木簡を復元的にみるならば、次のようになろう。

判祀(郷)(合)十六(人) (正丁十五人  
少丁一(人))

少丁は、大宝令一七歳以上二〇歳以下の男子の称である。令文では、正丁(二二歳~六〇歳)の四分の一の調負担とされた。

本木簡は、半截されているうえ、下端が欠損していることから確定的な内容は不明であるが、おそらく何らかの税負担に関する文書木簡と考えられ、磐城郡内の判祀郷の割り当て人数一六人、その内訳が正丁(一五人)と少丁一人と記載されていたのであろう。

小茶田遺跡で史料上初見となった「判祀郷」であるが、同郡内の地点を異にする大猿田遺跡から同一郷名が発見されたことは、きわめて興味深い。今後、周辺調査によって、本木簡と官衙施設との関連が明らかにされることを期待したい。

また一九九六年度になつて、本木簡が発見されたのと同じ流路跡

から、「玉造」と墨書された須恵器杯が出土した。「玉造」は、『和名類聚抄』によれば磐城郡の郷名にあり、中島川の本流である仁井田川の別称の一つに玉造川の呼称があることや、遺跡の西側に隣接する地域に玉山の地名がみえることから、この付近の郷名を示す墨書とも考えられる。「判祀」郷の地の比定と併せ、さらに遺跡の性格の究明も含め、今後の課題としたい。

## 9 関係文献

福島県教育委員会・(財)福島県文化センター『常磐自動車道遺跡調査報告6』（一九九六年）

（大越道正・平川 南）

### 『荒田目条里遺跡木簡調査略報

### 木簡が語る古代のいわき』の刊行

福島県いわき市の荒田目条里遺跡は古代磐城郡の郡家跡に比定される根岸遺跡やその附属寺院と考えられる夏井廃寺、延喜式内社の大國魂神社に近接して所在する遺跡である。一九九三年の調査によって、古代の河川跡から大量の祭祀遺物とともに木簡三八点（うち墨痕のあるもの三三三三）が出土した。

これについては本誌第一七号に報告がなされているが、今回木簡を中心とした調査略報が刊行された。内容としては宛先の異なる二点の郡符木簡、種粳の付札とみられる木簡などが注目される。

いわき市教育委員会編集・発行 一九九六年三月刊

本文三四頁、A4判、 頒価一〇〇〇円、送料一冊二五〇円

問い合わせ (財)いわき市教育文化事業団

〒九七〇 いわき市中央台県立いわき公園内

TEL 〇二四六—二九—〇三九一